

# 安保法案の参議院強行採決に抗議する

9月19日未明、参議院本会議で与党議員らの賛成で安保法案の採決が強行された。国民の多数が今国会での法案成立に反対するなかで、十分な審議もなく民意と民主主義を踏みにじって採決されたことに強く抗議する。

安保法案は、衆参の委員会審議を通じて「違憲性」が明白となり、ホルムズ海峡の機雷掃海など安保法案の立法根拠とした事実を首相自らが撤回した。また、委員会審議を通じて審議が200回以上中断、委員会が出された疑問や法解釈について首相や閣僚らはまともに答弁しておらず、審議が尽くされていない。

立憲主義否定の「違憲」立法により、災害救助で活躍した自衛隊が、海外での米軍の軍事活動に協力する軍隊に変質すること、平和外交ではなく軍事力による力の外交が台頭すること、それらにより諸外国との軍事的緊張関係がいつそう高まり、自衛隊員や国民の命が危険にさらされることを強く懸念する。

法案審議を通じて、安保法案が日米新ガイドラインの具体化としての立法であり、自衛隊が米軍の「下請け」となること、後方支援と称して兵站活動を行い、駆けつけ警護などの名目で戦闘地域で武器の使用を行うこと、つまり、海外で武力行使を行うことが立法の目的であることが明らかとなった。

改正武力攻撃事態法では、集団的自衛権が行使される「存立危機事態」に対処するため、日赤、国立病院機構等の指定公共機関は、米軍や自衛隊に対し、医薬品や医療行為等の物品役務の提供が義務化される。必要とあらば、米軍や自衛隊が指定公共機関を大きく拡大し、民間医療機関にも同法が適用させられる。民間医療機関が、命を奪う戦争に加担・協力させられることを強く懸念する。

安保法制廃案を求める多くの市民らが自発的に行動し、自分の言葉で語り、平穏な生活を破壊させない行動、自由と民主主義を取り戻す行動に立ち上がっている。選挙で民意を示し、違憲立法を廃案とするうねりは決して押しとどめることはできない。

2015年9月19日

大阪府歯科保険医協会  
理事長 小澤 力